

東京学芸大学附属学校教員選考基準の一部改正について

改正理由：校長の選考基準の明記及び附属特別支援学校の各部の主事の廃止並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (附属学校教員の選考基準) 第2条 〔省略〕 第2章 校長の選考基準 (校長の必要条件) 第3条 校長（幼稚園にあつては園長。以下同じ）となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本学の教授である者 (2) 附属学校の副校長である者 (3) 国公立学校の管理職であった者 (4) その他附属学校運営部長が特に必要と認める者 第3章 副校長の選考基準 (副校長の資質) 第4条 〔省略〕 (副校長の必要条件) 第5条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 主幹教諭の職を経験していること又は校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。 ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク 附属特別支援学校の各部に置かれていた主事 (6) 〔省略〕 (副校長の望ましい条件) 第6条 〔省略〕	〔省略〕 (附属学校教員の選考基準) 第2条 〔省略〕 第2章 副校長の選考基準 (副校長の資質) 第3条 〔省略〕 (副校長の必要条件) 第4条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 主幹教諭の職を経験していること又は校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。 ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク 附属特別支援学校の各部に置かれている主事 (6) 〔省略〕 (副校長の望ましい条件) 第5条 〔省略〕

<u>第4章</u> 主幹教諭の選考基準 (主幹教諭の必要条件) <u>第7条</u> 〔省略〕 (主幹教諭の望ましい条件) <u>第8条</u> 主幹教諭となることができる者は、次の第1号から第6号までに掲げる資質を有し、第7号に該当することが望ましい。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち2つ以上を経験していること。 ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 <u>ク</u> 附属特別支援学校の各部に置かれていた主事 <u>第5章</u> 教諭及び養護教諭の選考基準 <u>第9条・第10条</u> 〔省略〕 <u>第6章</u> 栄養教諭の選考基準 <u>第11条・第12条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第13条</u> 各附属学校は、必要があると認めるときは、<u>第9条</u>から<u>第12条</u>の他に条件を加えることができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>第3章</u> 主幹教諭の選考基準 (主幹教諭の必要条件) <u>第6条</u> 〔省略〕 (主幹教諭の望ましい条件) <u>第7条</u> 主幹教諭となることができる者は、次の第1号から第6号までに掲げる資質を有し、第7号に該当することが望ましい。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち2つ以上を経験していること。 ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 <u>ク</u> 附属特別支援学校の各部に置かれている主事 <u>第4章</u> 教諭及び養護教諭の選考基準 <u>第8条・第9条</u> 〔省略〕 <u>第5章</u> 栄養教諭の選考基準 <u>第10条・第11条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第12条</u> 各附属学校は、必要であると認めるときは、<u>第8条</u>から<u>第11条</u>の他に条件を加えることができる。 〔省略〕
--	--